



県章

三重県公報

昭和55年 5月23日 金曜日 号 外

目次

選管告示

- 参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録につ
いての被登録資格の決定の基準となる日等 (選挙管理委員会) 1
- 参議院地方選出議員選挙に係る候補者の届出等の書類
を提出すべき場所 (同) 1
- 衆議院議員選挙に係る候補者の届出等の書類を提出す
べき場所 (同) 2

選挙告示

三重県選挙管理委員会告示第23号

昭和55年 6月22日執行予定の参議院地方選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関して次のとおり定める。

昭和55年 5月23日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田 利一

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
昭和55年 5月28日。ただし、年令については、昭和55年 6月22日とする。
- 2 登録を行う日
昭和55年 5月29日
- 3 縦覧に供する期間
昭和55年 5月30日から同年 6月3日まで

三重県選挙管理委員会告示第24号

昭和55年 6月22日執行予定の参議院地方選出議員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置、政党その他の政治団体の政談演説会の開催等の届出等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべ

課長

課長補佐

主査

中島

葉

係

森

田

き場所を次のとおり定める。

昭和55年5月23日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

津市広明町13番地 三重県庁4階 三重県選挙管理委員会事務室。ただし、
昭和55年5月30日については、三重県合同ビル6階 自治研修所第2教室

三重県選挙管理委員会告示第25号

昭和55年6月22日執行予定の衆議院議員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出又は政党その他の政治団体が政談演説会の開催届出等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定める。

昭和55年5月23日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

津市広明町13番地 三重県庁4階 三重県選挙管理委員会事務室。ただし、
昭和55年6月2日については、三重県庁講堂とする。

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 1,400円

1箇年 16,800円

昭和55年5月23日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課